

5月29日(日)は新潟県知事選挙・新潟県議会議員 (燕市西蒲原郡選挙区)補欠選挙の投票日です

●投票時間 午前7時～午後8時

問合せ 選挙管理委員会事務局 ☎0256・77・8313

●期日前投票所

施設名	期日前投票期間	受付時間
市役所 1階つばめホール (吉田西太田)	5月13日(金) から 5月28日(土) ※5月13日(金)～5月20日(金) の期間は県知事選挙の投票 のみ受付	午前8時30分～ 午後8時
燕庁舎 1階エントランスホール (白山町二丁目)		午前8時30分～ 午後5時
分水公民館 1階小会議室 (分水新町二丁目)		

注意!

新潟県知事選挙と新潟県議会補欠選挙は期日前投票ができる期間が異なります。
5月21日(土)からは両方の期日前投票をすることができます。

投票の有無

それぞれの選挙で立候補者が一人の場合、投票は行われません。投票の有無については各選挙の告示日(新潟県知事選挙・5月12日(木)、新潟県議会補欠選挙・5月20日(金))の午後5時過ぎに決定し、市ホームページ、市公式Twitter、市公式LINEなどで告知します。

期日前投票

当日の投票が難しい人は、期日前投票をご利用ください。
※燕庁舎と分水公民館は受付終了時間が異なります。ご注意ください。
※期日前投票は、上記のうちの会場でも投票できます。
※入場券の裏面が「期日前投票宣誓書」になっています。事前に記入してお持ちいただくことと受付が早く済みませす。



投票できる人

燕市で投票できる人の条件		
選挙の種類	新潟県知事選挙	新潟県議会議員補欠選挙
生まれた日	平成16年5月30日以前に生まれた人	
居住の状態	令和4年2月11日以前から 燕市に在住している人 (2月11日までに転入の届け出をした人)	令和4年2月19日以前から 燕市に在住している人 (2月19日までに転入の届け出をした人)
	令和4年2月12日以降に県内の 他市町村へ転出した人(居住証明が必要)	令和4年2月20日以降に県内の 他市町村へ転出した人(居住証明が必要)

平成16年5月30日以前に生まれた人で、燕市の住民基本台帳に登録されたから3カ月以上経過した人です。今回の県知事選挙および県議会補欠選挙では、選挙ごとに3カ月以上経過した期間が異なりますので、上記の表をご確認ください。
また、要件を満たしていても、投票前に県外へ転出した人や、法律の定めるところにより選挙権を停止されている人は、投票することができません。

※県内の他市町村に転居した場合、引き続き、県の区域内に住所を有することを証明できる文書(居住証明書など)が必要です。居住証明書は投票所でも受付・確認ができますが、手続きに約20分かかります。あらかじめ交付を受けておくと、スムーズに投票ができます。居住証明書は新旧どちらの住所の市町村でも無料で交付しています。

投票所入場券

投票所の入場券は、県知事選挙の告示日である5月12日(日)ころから郵送でお届けします。

入場券は世帯主宛てに送られ、1枚の「シールはがき」に家族6人分まで連記されていますので、投票所には各自切り離してお持ちください。
入場券は県知事選挙、県議会補欠選挙共通で1人1枚です。
なお、入場券には投票所名が記載されていますので、お間違いないようにお出かけください。

万が一、入場券が届かなかったり、失くしてしまった場合は、投票所の係員へお申し出ください。選挙人名簿に登録されている人であれば投票することができます。

投票所の所在地が分からない場合は

投票所入場券に記載したはがきの二次元コードを読み込むと、市ホームページ内の「投票所一覧」が表示されます。その中で入場券に記載の投票所のリンクをクリックする

と、投票所周辺の地図を見ることが出来ます。

左の二次元コードでも確認できます。



投票所では

投票時間は午前7時から午後8時までです。

投票日当日(5月29日(日))の投票は、新潟県知事選挙、新潟県議会補欠選挙どちらも記名式です。投票用紙にそれぞれの候補者の氏名を一人だけ書いてください。

■字が書けない人は

病気やけがで、字が書けない人はお申し出ください。投票所で本人の意思を確認したのち、係員が代わって投票用紙の記入を行います。投票の秘密は固く守られます。

なお、付添人が代理で投票用紙を記載することはできません。

■点字投票ができます

目の不自由な人は、点字投票ができます。投票所の係員に申し出てください。

■投票所におけるコロナウイルス感染症対策について

来場の際にはマスクの着用や咳エチケット、来場前後の手洗い、手指消毒などにご協力ください。

また、期日前投票日の後半や投票日当日の午前中は混み合います。混雑する日や時間帯を避けた投票にご協力ください。

投票所内は定期的な換気のほか、投票所内の記載台や鉛筆などの接触が多い物や場所を消毒します。また密にならないよう、記載台は一定の間隔をあけます。

不在者投票

■指定病院・老人ホームなどに入院・入所している人

入院・入所している病院などが不在者投票指定施設の場合で、投票日当日に投票所へ行けない人は、その病院などで投票できます。ただし、この制度を利用する場合は、各種手続が必要です。病院などや燕市選挙管理委員会へお早めにお問い合わせください。
■仕事や旅行などで他の市町村に滞在している人

■燕市外に滞在中の人は、滞在先の市町村選挙管理委員会

で不在者投票を行うことができます。この制度を利用する場合は、事前に投票用紙などを文書で請求する必要があります。選挙管理委員会へお早めにお問い合わせください。

■郵便等による不在者投票制度

身体に重度の障がいのある人は、自宅で投票する「郵便等による不在者投票制度」を利用できます。詳しくはお問い合わせください。

また、12ページの記事内や、市ホームページでも詳しく掲載しています。

投票用紙の請求は選挙が始まる前から可能です。お早めに選挙管理委員会までご連絡ください。

■特例郵便等投票について

新型コロナウイルス感染症で宿泊・自宅療養などをしていない人で、一定の要件に該当する場合は、「特例郵便等投票」ができるようになります。対象や手続きなどについてはお問い合わせください。
なお、濃厚接触者は特例郵便等投票の対象ではありません。

棄権せずに
投票しましょう!



▶明るい選挙イメージキャラクター「選挙のめいすいくん」

開票

開票は5月29日(日)の午後9時から、燕市民体育館(大曲)で行います。
開票所での参観を希望する人は、係員の指示に従い、十分な感染症対策を行ったうえでご参観ください。

■開票結果について

確定次第、市ホームページで開票状況を掲載します。